大口信用供与等規制に係る監督指針

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

Ⅳ-5 指定親会社グループについて

Ⅳ-5-5 リスク管理態勢

Ⅳ-5-5-4 大口与信管理

Ⅳ-5-5-4-3 監督手法・対応

- (3) 信用供与等限度額超過の承認
 - ① 「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準」第1条第1項ただし書の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併等をし、又は事業を譲り受けたことその他やむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

当該承認に当たっては、原則として、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末(中間期 末を含む。)までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

- ② 「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準」第6条第1項第6号の「その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。」に該当し、承認をする場合としては、例えば、下記イからいまでに掲げるような事情があり、最終指定親会社の健全性に支障が生じないと認められる場合が考えられる。
 - イ、法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合
 - ロ. 金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合
 - ハ. 政府系機関等が発行する特定の証券化商品への信用の供与等であり、それにより、当該機関に対する信用供与等限度額を超 過する必要性が認められる場合

上記イ〜ハに掲げるような事情があり、「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準」第1条第1項ただし書の承認をする場合には、上記①にかかわらず、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めないものとする。